

令和6年6月に改正した、公益財団法人鹿児島県地域振興公社土地改良事業測量作業規程について掲載します。

本規程は、測量法（昭和24年法律第188号）第33条第1項の規程に基づき、令和6年6月10日付国国地第62号で国土交通大臣の変更承認を得ています。

なお、本規程は農林水産省農村振興局測量作業規程（令和6年3月22日付け国国地第160号）を準用しており、規程の第1条第1項中「農林水産省地方農政局」とあるのは「公益財団法人鹿児島県地域振興公社」と、同条第2項「農林水産省地方農政局」とあるのは「公益財団法人鹿児島県地域振興公社」とそれぞれ読み替えるものとします。



国国地第 62 号

公共測量作業規程変更承認書

公益財団法人 鹿児島県地域振興公社
理事長 殿

令和 6 年 6 月 3 日付け畜一第 51 号で変更申請のあった公益財団法人鹿児島県地域振興公社土地改良事業測量作業規程は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 33 条第 1 項の規定により承認する。

令和 6 年 6 月 10 日

国土交通大臣

公益財団法人鹿児島県地域振興公社 土地改良事業測量作業規程

令和6年6月

公益財団法人鹿児島県地域振興公社

公益財団法人鹿児島県地域振興公社土地改良事業測量作業規程は、農林水産省農村振興局測量作業規程（令和6年3月22日付国国地第160号）を準用する。

この場合において、作業規程の第1条第1項中「農林水産省地方農政局」とあるのは「公益財団法人鹿児島県地域振興公社」と、同条第2項「農林水産省地方農政局」とあるのは「公益財団法人鹿児島県地域振興公社」とそれぞれ読み替えるものとする。